

音声コード

目の不自由な方にもご利用いただけるよう 38p から 43p に「音声コード」を付けました。専用装置やスマートフォンで読み取ると、内容を読み上げます。

7 情報伝達支援

1. 視覚に障がいがある方への情報伝達支援

(1) 点字図書・音声図書・電子書籍・拡大図書の製作・販売                                                                              <img alt="phone icon" data-bbox="408

110番アプリシステム

岐阜県警察



「110番アプリシステム」とは、聴覚や言語機能に障がいがある方など、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォンなどをを利用して、音声によらずに文字や画像で警察へ通報することが可能なシステムです。

※このアプリは、聴覚や言語に障がいのある方など、音声による110番通報が困難な方が警察に通報するためのものです。音声による110番通報が可能な方は電話で110番通報をお願いします。

通報者



事故



事件



山岳避難・救助



事件や事故に遭われたり目撃した際や救助が必要など、緊急時にご利用ください。

システムの概要・特徴

- ① スマートフォンに専用のアプリケーションをダウンロード
氏名、電話番号、パスワード等を登録することで利用が可能
- ② 文字を用いたチャット方式による110番通報が可能
- ③ 国内のどこからでも、通報場所を管轄する警察本部に通報可能
- ④ スマートフォンのGPSを利用し、通報場所の位置情報を通知可能
- ⑤ 写真の撮影・送付が可能
- ⑥ フィーチャーフォン(ガラケー)については、ブラウザ機能を使用することで利用可能

注意事項

- ① 通報時には通信料がかかります。
- ② 個人情報の取扱について

本システムでは、連絡先等の個人情報を入力していただきます。これらの個人が特定できる情報は、事件・事故等の解決のための連絡用以外には利用しません。

- FAX110番による通報も利用できます。
FAX 058-273-9901

◎メール110番システム終了のお知らせ

令和5年2月28日（火）をもちまして、メール110番システムを終了しました。聴覚や言語の不自由な方は「110番アプリシステム」をご利用ください。

アプリをダウンロード

iPhoneの人はAppStoreから、Androidの人はGoogle Playで



「110番アプリ」を検索して、ダウンロードしてください。

事前登録（最初のみ）

①「事前登録/変更」

Japanese - 日本語

聴覚に障害のある方など、音声による110番通報が困難な方のための専用アプリです。
110番担当との会話が可能な方は、
110番に電話してください。
ご相談の方はこちらへ

事前登録／変更

②「新規登録」から氏名、電話番号、パスワード等必要事項を入力

○新規登録
新規登録の場合はこちらから登録してください。
登録時にSMS(ショート・メッセージ)が受信できる携帯電話番号が必要です。
※SMSの受信音が出て居るときは、設定を確認・変更してください。

新規登録

※事前登録するにはSMS(ショートメッセージ)による認証が必要です。SMSが利用できない場合は下記まで問い合わせてください。

通報

①「接続」をタップ

接続

練習モード

②電話番号、パスワードを入力し「送信」

あなたの携帯電話番号とパスワードを入力してください。

携帯電話番号

パスワード

※パスワードを忘れた方はこちらへ

送信

③質問事項に沿って現在の状況を入力

現在地はどこですか？

※都道府県名・住所に間違いがあれば修正を、空白の時は現在の住所を入力してください。

都道府県名（現在地） 必須

住所（現在地）

目の前にあるお店・バス停など目標物（任意）

何がありましたか？ 必須

発生時刻 必須

どこで盗られましたか？

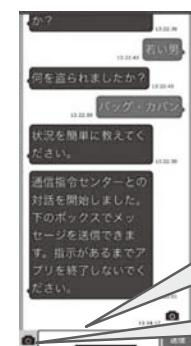
自宅で 路上で

駐車場で 仕事場で

飲食店で 公共施設で

公共交通機関で その他

④チャット画面



事件・事故の状況を文字入力（警察官と文字での会話）

ここに文字を入力して 送信 !



写真を送ることも可能です。（任意）



問合せ先

岐阜市薮田南2丁目1番1号
岐阜県警察本部 地域部 通信指令課
TEL 058-271-2424

岐阜県警察
GIFU POLICE



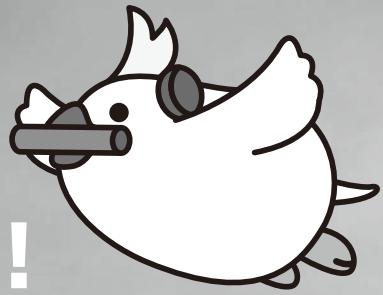


「電話リレーサービス」は、聴覚や発話に困難がある方ときこえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスです。

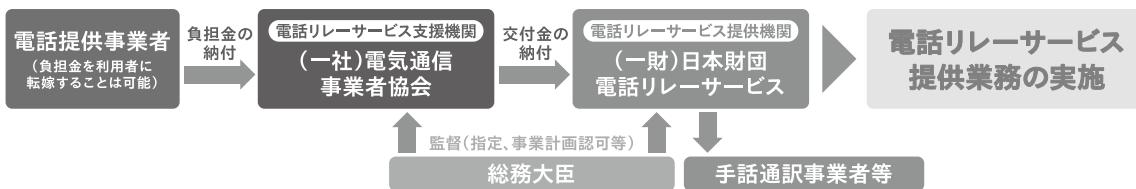
電話リレーサービスは、こんな時に役立ちます。



「電話リレーサービス」は、 手軽に使える 公共インフラになりました！



電話リレーサービスの仕組み



よくあるご質問

Q1 電話リレーサービスはいつから始まるの？利用してみたい。

A 令和3年7月1日からサービス提供開始予定です。聴覚や発話に困難のある方は、事前に日本財団電話リレーサービスのホームページから利用登録をいただくこととなります。5月中旬から利用登録を開始予定です。詳細はお問い合わせください。

Q2 電話リレーサービスの制度は？

A 公共インフラとしての電話リレーサービスの提供を確保するために必要な費用を、固定電話・携帯電話・IP電話などのサービスを提供する電話事業者が協力して費用を出し合う仕組みとなっています。(上記の図参照)

Q3 令和3年度の電話リレーサービスの交付金の額は？番号単価(1番号当たりの負担額)は？

A 令和3年度の交付金は、約15.4億円となっております。各電話会社はそれぞれの会社が使用する電話番号数に応じて負担金を負担することになっています。この負担金の計算で用いられる番号単価(1電話番号当たりの負担額)は、法令に基づき電話リレーサービス支援機関が算定しています。

令和3年度の番号単価は、算定の結果、以下の表のとおりとなりました。なお、多くの電話会社では、この番号単価を「電話リレーサービス料」という形で、電話の利用者の皆様に負担いただくことになります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0円	0円	0円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	0円	0円

お問い合わせ先

電話リレーサービスを使ってみたい！(利用登録、利用方法、サービス内容)

電話リレーサービス提供機関 (一財)日本財団電話リレーサービス

TEL 03-6275-0910 受付時間／9:00～18:00 (年末年始を除く) FAX 03-6275-0913 MAIL info@nftrs.or.jp HP <https://nftrs.or.jp/>



交付金、負担金について知りたい！(番号単価、交付金・負担金制度)

電話リレーサービス支援機関 (一社)電気通信事業者協会

TEL 03-6302-8391 受付時間／9:00～17:00(土・日・祝休日・年末年始を除く)
HP https://www.tca.or.jp/telephonrelay_service_support/



電話リレーサービス制度について知りたい！

総務省(電気通信消費者相談センター)

TEL 03-5253-5900 受付時間／平日 9:30～12:00／13:00～17:00

からだの不自由な方をサポートする「身体障害者補助犬」をご存じですか？

ほじょ犬（補助犬）は、目や耳、からだの不自由な人のために働く盲導犬、介助犬、聴導犬のことです。でも日本ではまだ理解が十分ではなく、レストランなどで、ほじょ犬同伴での入店を断られるということもしばしばありました。そこで平成14年10月1日に施行されたのが「身体障害者補助犬法」です。公共の施設や交通機関にはほじょ犬を同伴することができるようになりました。さらに平成15年10月1日からデパートやスーパー、ホテル、飲食店などの一般的な施設にも、同伴できるようになりました。



ほじょ犬は「身体障害者補助犬法」に基づいて認定された犬で、特別な訓練を受けています。

きちんとしつけられているので、社会のマナーも守れるし、お手入れも行き届いて衛生的です。だから、公共施設や交通機関をはじめ、飲食店やスーパー、ホテルなどいろいろな場所に同伴できます。

ほじょ犬は、からだの不自由な人の自立と社会参加を助けています。

●厚生労働省のホームページからポスター、ステッカー、パンフレットをダウンロードすることができます。また、補助犬訓練事業者の一覧をご覧いただけます。

(出典 厚生労働省「ほじょ犬もっと知ってBOOK」)

(厚生労働省ホームページ) **身体障害者補助犬法—ほじょ犬**

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html

○視覚障がい者の白杖 SOS シグナル

■白杖を上げている人を見たら声をかけてください

このマークは、視覚に障がいのある方が、外出先で困ったことがあった場合などに、白杖を頭上 50cm 程度に掲げて周囲の方にサポートを求める「白杖 SOS シグナル」の普及啓発を図るためのシンボルマークです

このような視覚に障がいのある方を見かけたら、すすんで声をかけ、困っていることを聞き、必要なサポートをしましょう。

※このシンボルマークは、岐阜市において、視覚に障がいのある方の「SOS シグナル」のイメージをわかりやすく伝えるようなマーク等のデザイン画について募集を行い、全国各地より応募のあった 288 点の中から採用された作品をもとに作成されたものです。



■点字ブロック上に物を置かないで！

視覚に障がいがある方は歩道にある点字ブロックをたよりに歩行しています。点字ブロックの上に物を置いたり、自動車や自転車などを停めることは、視覚に障がいのある方にとって、歩行の妨げになるだけでなく、大変な危険を招きますので、点字ブロックを障害物でふさがないように気をつけましょう。

○ Net119（ネット119）緊急通報システムについて

Net119 緊急通報システムは、音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がいの方や円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。

スマートフォン、タブレットなどから通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

ご利用するには事前登録が必要となりますので、詳しくはお住いの消防本部へお問い合わせください。

1 システムの概要



2 通報手順

1. 「火事」か「救急」を選択



2. 場所を指定



①「自宅」や「よく行く場所」の場合は、事前登録した住所情報を用いて通報する。

通報(※)



3. 通報



②「外出先」の場合は、GPS測位による位置情報を用いて通報する。

通報(※)

岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例

平成三十年条例第三十九号

(前文)

手話が言語であることは、障害者の権利に関する条約において世界的に認められており、わが国においても障害者基本法において明らかにされている。

岐阜県においても、全ての県民が、障害を理由とする差別を受けず、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に生きることができる社会を目指して、平成二十八年三月、岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例を制定し、手話を言語として位置づけた。

同条例では、基本理念として、全ての障害のある人が手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られなければならないとされたところである。

その理念を具現化するためには、手話が言語として認められた歴史的背景を踏まえた手話に対する県民の理解と、地域社会全体における普及促進が必要である。さらに、全ての障害のある人が、それぞれの障害の特性に応じた手段により意思疎通を図ることができるよう、その手段の普及、利用環境の整備及び県民の理解促進を図るために具体的な取組を定めるため、本条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務、県民、事業者並びに障害のある人、障害者関係団体及び支援者（以下「障害のある人等」という。）の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要となる基本的事項を定めることにより、県民の手話及び障害のある人に対する理解の促進を図り、もって障害のある人もない人も分け隔てなくともに安心して暮らせる社会及び障害のある人がその意欲と能力に応じて活躍できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害のある人 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例（平成二十八年岐阜県条例第三十八号）第二条第一項に規定する障害のある人をいう。
- 二 手話 ろう者（盲ろう者を含む。以下同じ。）が情報を取得し、その意思を表示し、他人との意思疎通を図り、及び思考をするための手段として、手若しくは指の動き又は表情等により視覚的に表現される独自の語彙及び文

法体系を有する言語をいう。

三 手話言語の普及 手話が言語の一つであることを普及することをいう。

四 意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、点訳、音訳、筆談、代読、代筆その他の障害のある人が他者との意思疎通を図るために手段（障害のある人の意思疎通を補助するための手段を含む。）をいう。

五 支援者 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳又は介助、点訳又は音訳を行う者その他の障害のある人の意思疎通を支援する者をいう。

(基本理念)

第三条 手話言語の普及は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であるとともに、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために創意工夫し、受け継いできた文化的所産であるという認識の下に行われるものとする。

2 意思疎通手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に意思を伝え、理解し、及び尊重し合うために、それぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することの必要性を認めることにより行われるものとする。

(県の責務)

第四条 県は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であるとの認識が県民に広く共有されるよう、県民の手話に関する理解の促進に努めるものとする。

2 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備を推進し、意思疎通手段を利用する上で障壁となるものの除去について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、障害のある人等の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるよう努めるものとする。

(市町村その他の関係機関との連携)

第五条 県は、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備の推進及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町村その他の関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、意思疎通手段の理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県、市町村又は障害のある人等が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、県が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を雇用するときは、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関して合理的な

配慮を行うよう努めるものとする。

(障害のある人等の役割)

第八条 障害のある人等は、県の施策に協力し、主体的かつ
自主的に、基本理念に対する県民の理解の促進及び意思疎
通手段の普及に努めるものとする。

2 障害のある人等は、意思疎通手段を利用する上で障壁が
あると感じた場合は、それを周囲の人に積極的に伝えるよ
う努めるものとする。

第二章 基本的施策の推進

(計画等)

第九条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）

第十一條第二項に規定する障害者のための施策に関する基
本的な計画において、障害の特性に応じた意思疎通手段に
関する基本的施策について定め、これを総合的かつ計画的
に推進するとともに、基本的施策の推進にあたっては、障
害のある人等と連携して推進するための体制を整備するも
のとする。

(情報の取得等におけるバリアフリー化等)

第十条 県は、障害のある人が県政に関する情報を円滑に取
得し、県政に対する意思を表示することができるよう、障
害の特性に応じた意思疎通手段による情報の発信に努める
ものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害のある人
が災害その他の非常の事態において、障害の特性に応じた
意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を
速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図
ることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものと
する。

(人材育成等)

第十一條 県は、必要な支援者が確保されるよう、市町村そ
の他の関係機関と協力し、支援者及びその指導者の育成に
努めるとともに、障害のある人が支援者の派遣等による意
思疎通の支援を適切に受けることができる体制の整備に努
めるものとする。

(意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保)

第十二条 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を
深めることができるよう、市町村その他の関係機関と協力
し、意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保に努
めるものとする。

(学校の設置者の取組)

第十三条 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通
手段に対する理解の促進に努めるものとする。

2 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする児
童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）が通学する
学校の設置者は、児童等が必要な意思疎通手段により学習
することができる環境の整備に努めるとともに、当該学校
の教職員の意思疎通手段に関する知識及び技術を向上させ
るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 児童等が通学する学校の設置者は、児童等の保護者から

の学校における意思疎通手段の利用に関する相談への対応
及び支援を行うよう努めるものとする。

(事業者への協力)

第十四条 県は、事業者が障害のある人に対しサービスを提
供するとき又は障害のある人を雇用するときにおいて、障
害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関して合理的な配
慮を行うための取組に対し、必要な協力をを行うよう努める
ものとする。

(意思疎通手段に関する調査研究)

第十五条 県は、障害のある人等が行う意思疎通手段の発展
のための調査研究の推進及びその成果の普及に協力するも
のとする。

(財政上の措置)

第十六条 県は、基本的施策を推進するため、必要な財政上
の措置を講ずるよう努めるものとする。

岐阜県障がい者福祉の手引（令和7年度版）

令和7年 8月発行
編集・発行 岐阜県健康福祉部障害福祉課
所 在 地 岐阜市薮田南2-1-1
 電話 058-272-1111
 FAX 058-278-2643
印 刷 所 株式会社もとすいんさつ
